五監公告第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和6年9月30日

五泉市監査委員 浅 井 昇 剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準(令和2年3月25日監査委員訓令第1号)に準拠して監査を 実施した。

2. 監査の種類

財政援助団体等(公の施設の指定管理者) 監査

3. 監査の対象

五泉市村松観光開発会館 (指定管理者 黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー) 商工観光課(指定管理に関する事務の所管課)

4. 監査の範囲

令和5年度出納その他の事務の執行状況

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

- 6. 監査の実施場所及び期間
- (1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和6年8月30日~令和6年9月26日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は法令等に適合し当該施設の設置目的に沿っておおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善 又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

- ① 五泉市村松観光開発会館等管理規則第2条では、会館の使用にあたっては、定められた様式の使用申込書にて申請することが規定されているが、申請者に対し使用申込書の提出を求めていない状況が見られる。申請者の情報について適切に保管するとともに、規則に基づく適正な管理運営に努められたい。
- ② 警備及びリフト点検業務の再委託の契約書において、契約期間の自動更新条項がある契約が締結されている。 後年度予算の裏づけのない契約では、自動更新条項を設けられないことから、速やかに契約変更の対応をされたい。

(2) 所見

指定管理者制度は、市と指定管理者との相互信頼に基づき官民協働により成り立っている。モニタリングによる状況把握、課題抽出を通して業務の改善を図り、より良質なサービスの提供及び経営状況の健全化に努められたい。

また、利用者の減少が著しい宿泊事業については、利用状況を注視し見直しを含めた方向性について検討されたい。